

ペーパードライバー教習契約について

1. お申込者（お客様）の契約条項

お申し込み者(お客様)は、道路交通法等関係法令に従い、下記の各号をご誓約の上、お申込みを行うものとし、本契約成立後に各号の一にでも事実と相違があることが判明した場合は、本契約が即時解除及び、道路交通法等関係法令の処分を受けても異議申立てを行わないものとします。

- (1)道路交通法に基づく車両の運行に際し、該当の免許を保持している。
- (2)道路交通法に基づく行政処分期間中ではありません。
- (3)運転免許証を取得しており免許証の提示を求められた場合は直ちに提示できる。
- (4)運転免許取得に必要な年齢、視力、色彩識別能力、聴力を満たしている。
- (5)道路運行に際し、弊害となるアルコール・薬物の服用または持病（発作等）はありません。
- (6)該当車両の運行に際し、道路交通法に基づく免許の条件(眼鏡等)を満たしている。

上記の規定により契約が解除された場合でも、お申し込み者(お客様)は申込金等の返金が一切行われぬものとする。

2. ペーパードライバー教習契約の成立時期

お客様のお申し込みにより、弊社が所定のレッスン(教習)時間枠を確保した時点で成立するものと致します。

3. 任意保険の加入状況

お客様ご自身のお車の任意保険(対人・対物・搭乗者・車両保険など)の加入が万一の事故に備えて必要です。未保険のクルマでのレッスン(教習)はお断りしていますので、いま一度任意保険の加入状況の確認をお願い致します。もちろん細心の注意をもってサポートさせていただきますが、万一の事故発生の際には、お客様の保険にて対応して頂くこととなりますのでご了承下さい。ご希望により弊社の教習車両(対人・対物・搭乗者など保険加入済み)にて、レッスン(教習)を行うことも可能となっております。

4. 教習車両に関して

レッスン(教習)を受けて頂くお客様の車両は、AT(オートマチック)車限定となります。(右ハンドルでAT車であれば、外車も可)。※MT(ミッション)車・左ハンドル車・障害者用車両・改造車でのレッスン(教習)は行っていません。レッスン(教習)をご希望の場合は教習車(TOYOTA・ヤリス)をご用意致します。(※教習車ご使用の際は使用料が1時限 200円別途必要です。他のお客様もご使用になられますので、汚れた衣類等でのご受講はご遠慮頂きますようお願い申し上げます。) 弊社の教習車両は、国産右ハンドルAT車です。

5. レッスン当日

レッスン(教習)当日は、運転免許証その他運転に必要な免許の条件を満たす眼鏡等をご準備下さい。

※マイカーでの教習を受講される場合のみ任意保険証も必要になります。

また、細心の注意を払いサポートさせていただきますが、万一レッスン(教習)中にお客様が道路交通法違反をした場合は、自己責任(お客様負担)となりますので、ご了承下さい。

※他の方の教習同乗見学等は一切受け付けておりませんのでご了承下さいませ。

6. お申込み後の変更・解約及びレッスン(教習)途中解約時の発生料金

キャンセル・変更はレッスン(教習)2日前の営業時間内、PM5時までにお電話でご連絡下さい。教習2日前のPM5時以降のキャンセルについては教習キャンセル料金(その日のレッスン(教習)時限分全額)が発生します。(※過度のキャンセルについては他のお客様にも多大なご迷惑をおかけしますので、ご遠慮願います。又、キャンセルされる場合におきましては、1日でも早くご連絡頂けますようご協力お願い致します。) レッスン(教習)当日、連絡が取れない場合も同様となります。(マナーモード中で気が付かなかった等も含む。)

7. 教習の途中解約

基本的に一切返金に応じられません。教習期限は教習開始日から1年間です。

8. 個々の運転上達状況の差異

ご予約頂きましたコースで、お1人で運転が出来るように最善の努力は致しますが、個人差により、お客様の希望する目標まで到達できない場合もございます。(例 壁際への極端な幅寄せ等。)

9. 免責事項

教習車の車両故障・パンク・インストラクターの急病などにより、レッスン(教習)日を変更させて頂く場合がございます。この場合、お申し込み者(お客様)は弊社に対して、異議申立て及び損害賠償等の請求を行わないものとします。

私は、ファーストドライビングスクールのレッスン(教習)を受講するにあたって、上記内容を承諾致します。

令和 年 月 日
氏名
住所 〒 -

印